

運営規約**(議決)**

第4条 交通会議の議事は、委員等の真摯な協議により合意形成を図るものとする。ただし、議長の判断により、委員等の過半数で決することができるものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 委員等の議決権の取り扱いについては、議長の定めるところによる。

○運営規約第4条第2項により議長が定める方法は次案のとおりとする。

■【議長提案】議決方法（合意形成）について**1. 議決方法**

賛否を明らかにした委員等（欠席した委員等の委任を含む）の過半数をもって決する。※「委員」：委員及び地域委員

- ・委員等が欠席を予定し、かつ、代理人がいない場合は、あらかじめ、議長に届け出ることで、出席する委員等に賛否を委任することができる。
- ・賛否を表明しかねる委員等は、棄権扱いとし、多数決の分母に含めない。

2. 採決方法

採決の順序は以下のとおり

① 委任状況の確認

議長は、欠席した委員等からの委任状の内容を確認し、委任状況を報告する。

② 議決総数の確認**③ 挙手による採決**

- ア 棄権委員等の挙手数
- イ 反対委員等の挙手数（委任数を含む）
- ウ 賛成委員等の挙手数（委任数を含む）

④ 委員等の議決権の割合

議案に関する委員と地域委員

なお、複数の行政区の「地域委員等」で採決する場合は、「地域委員等」の挙手数を該当行政区数で除した数値と、「委員等」の挙手数とを合わせた数値とする。

※この場合の「等」とは「欠席した委員等の委任を含む」を意味する。

⑤ 議長票の取り扱い

議長は、他の委員等の採決後に自身の態度を明らかにする。

⑥ 議決結果の報告

議長は、結果を委員等へ報告する。

3. 本日の取り扱い

上記、議決方法を準用する。